

高田松原津波復興祈念公園 安全管理マニュアル〔地震津波編〕

1. 目的

本マニュアルは、高田松原津波復興祈念公園（以下「公園」という。）のうち、岩手県が管理する公園区域における震災（地震及び津波）を想定した避難・誘導の手順、方法、各機関の役割等を定めたものである。

2. 前提条件

(1) 管理体制等

- ① 公園管理者（現地駐在者） 指定管理者
- ② 公園管理者の駐在場所 高田松原津波復興祈念公園管理事務所

(2) 津波警報等発令時の基本的対応

陸前高田市の定める「津波警報等の発表時における避難情報について」（下記）によれば、本公園の全域が津波警報・大津波警報発表時に「避難指示（緊急）」が発令され、急いで高台や指定緊急避難場所等に避難すべき区域に指定されている。

また、本公園区域は、既往最大クラスの津波が到達した場合には、浸水する可能性がある（次ページ参照）点に十分留意の上、本マニュアルの運用にあたり、利用者に対してもその旨十分周知、理解を促すことが肝要である。

「津波警報等の発表時における避難情報について」(陸前高田市HP抜粋)

令和4年3月に岩手県が「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく最大クラスの新たな津波浸水想定を公表し、また、本市の防潮堤、水門等の整備が完了したことから、津波避難対象区域を次のとおりとします。

■津波注意報

防潮堤より海側の区域（ただし、防潮堤、水門等がない区域は、岩手県が令和4年3月に公表した「津波防災地域づくり法」に基づく最大クラスの津波浸水想定区域）

■津波警報

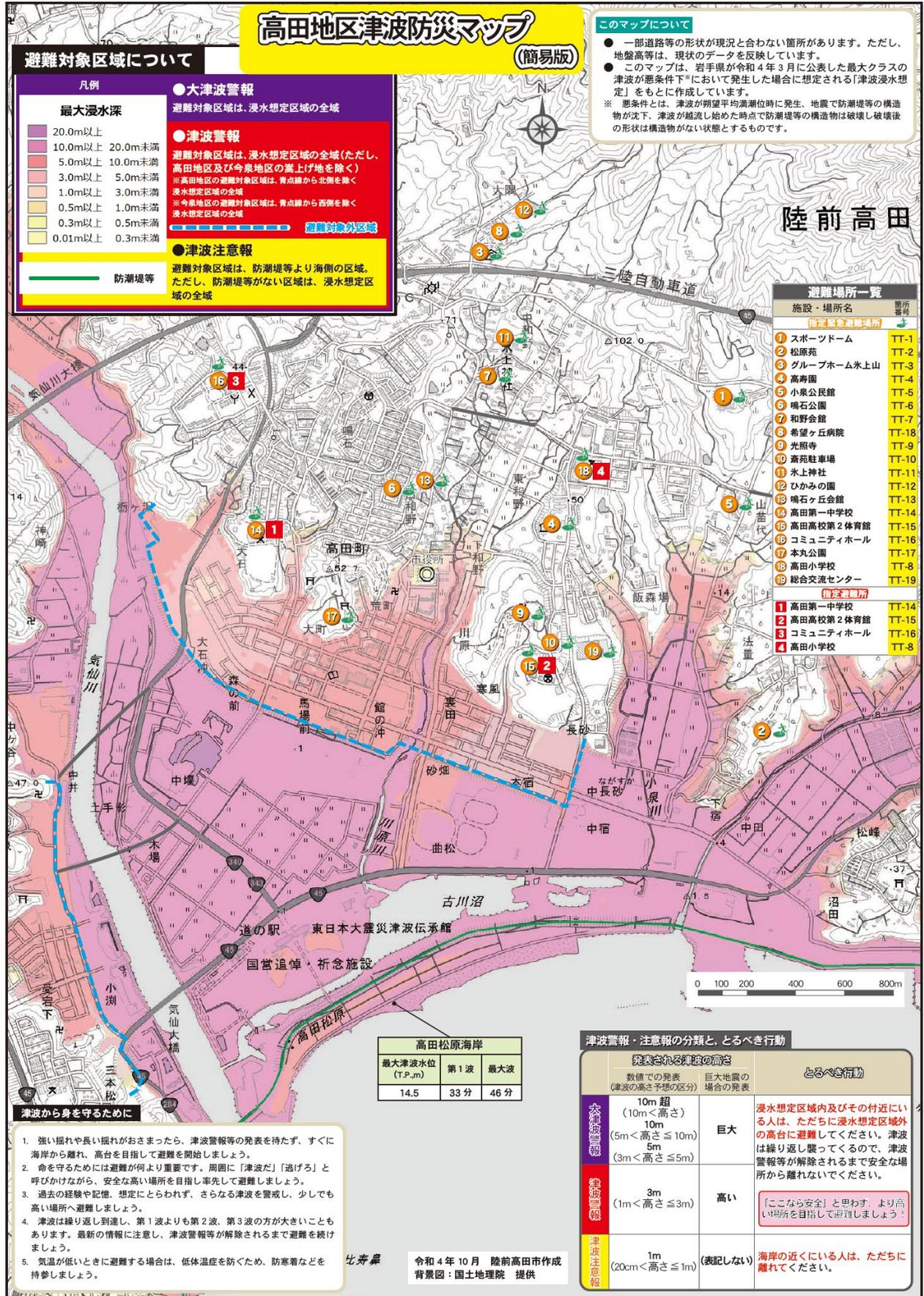
岩手県が令和4年3月に公表した「津波防災地域づくり法」に基づく最大クラスの津波浸水想定区域の全域（ただし、高田地区及び今泉地区の嵩上げ地を除く。）

■大津波警報

岩手県が令和4年3月に公表した「津波防災地域づくり法」に基づく最大クラスの津波浸水想定区域の全域

避難指示（緊急）が発令され、上記の区域にいる場合は、急いで高台や指定緊急避難場所などの安全な場所に避難しましょう。

※ 本マニュアルは、今後の運用状況に応じて、関係機関との協議・調整により改定する可能性があります。



今泉地区津波防災マップ（陸前高田市HP）

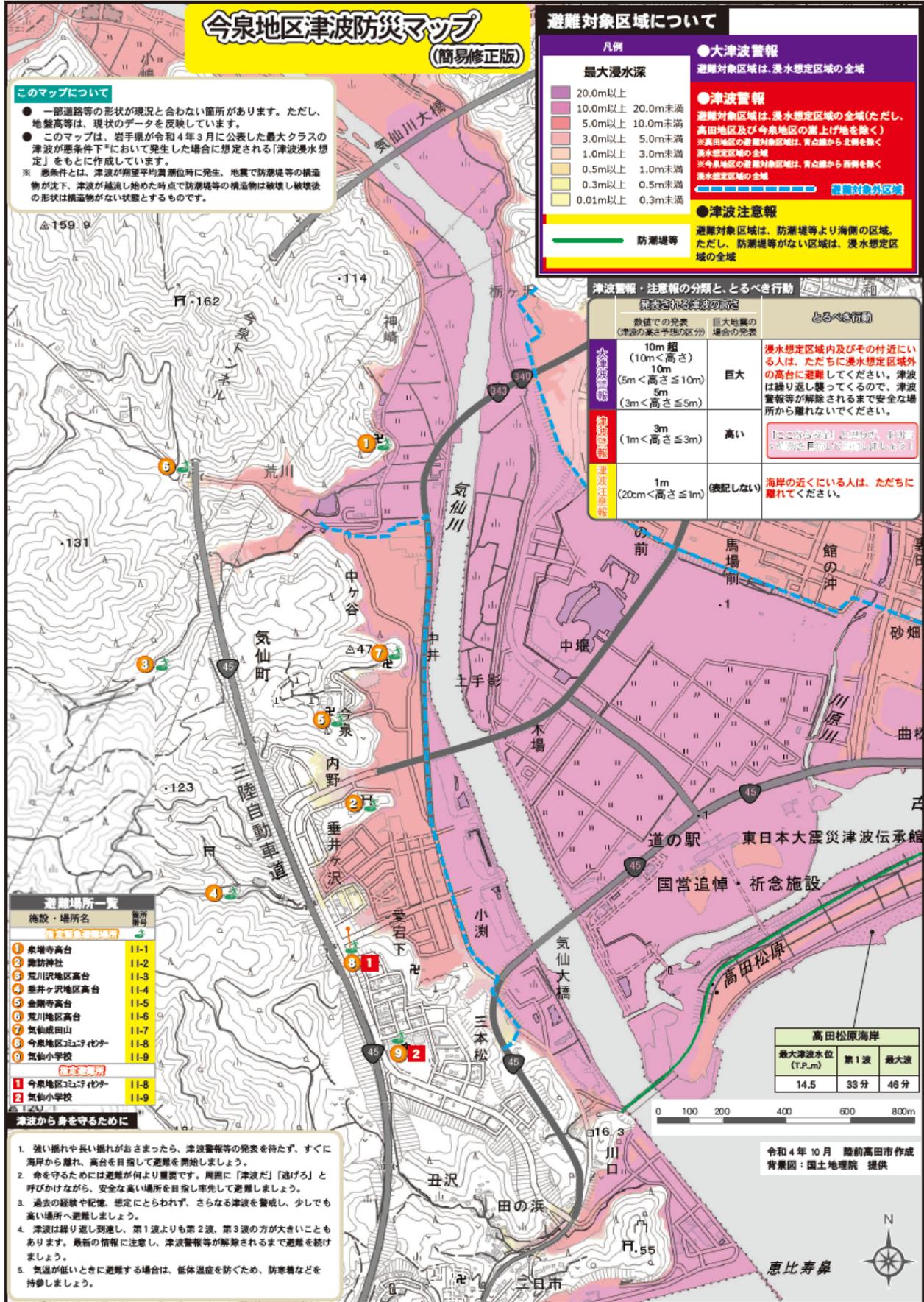


表 (参考)津波警報・注意報の種類(気象庁公表)

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波高さ予想区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波 警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

(3) 避難場所及び避難経路

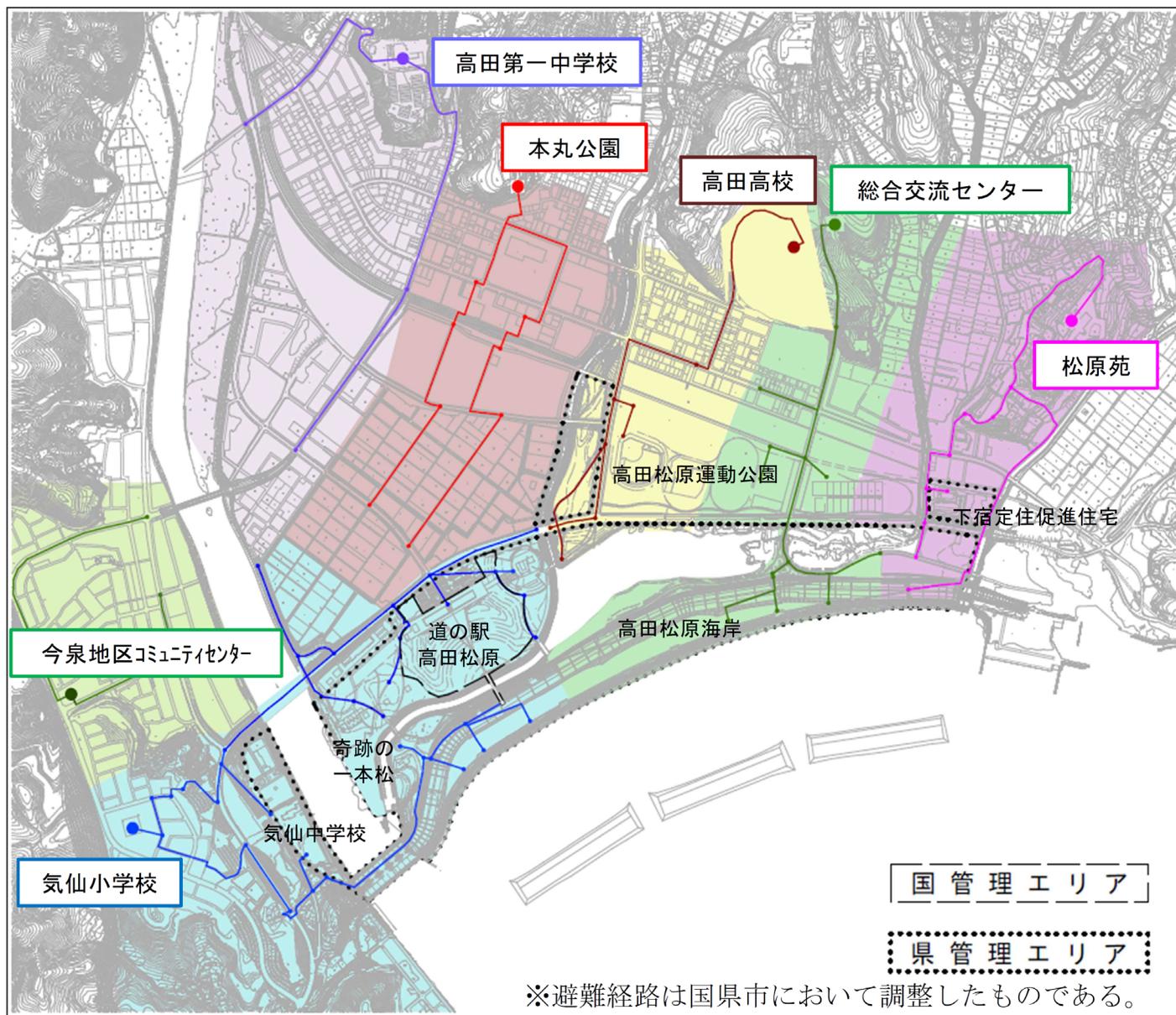
避難場所及び避難経路は、陸前高田市が指定する、以下の図表の通りとする。

※避難場所、避難経路は、市指定避難場所・経路の更新等に応じて、都度最新の情報に更新すること。

表 本公園の避難場所(令和元年9月時点)

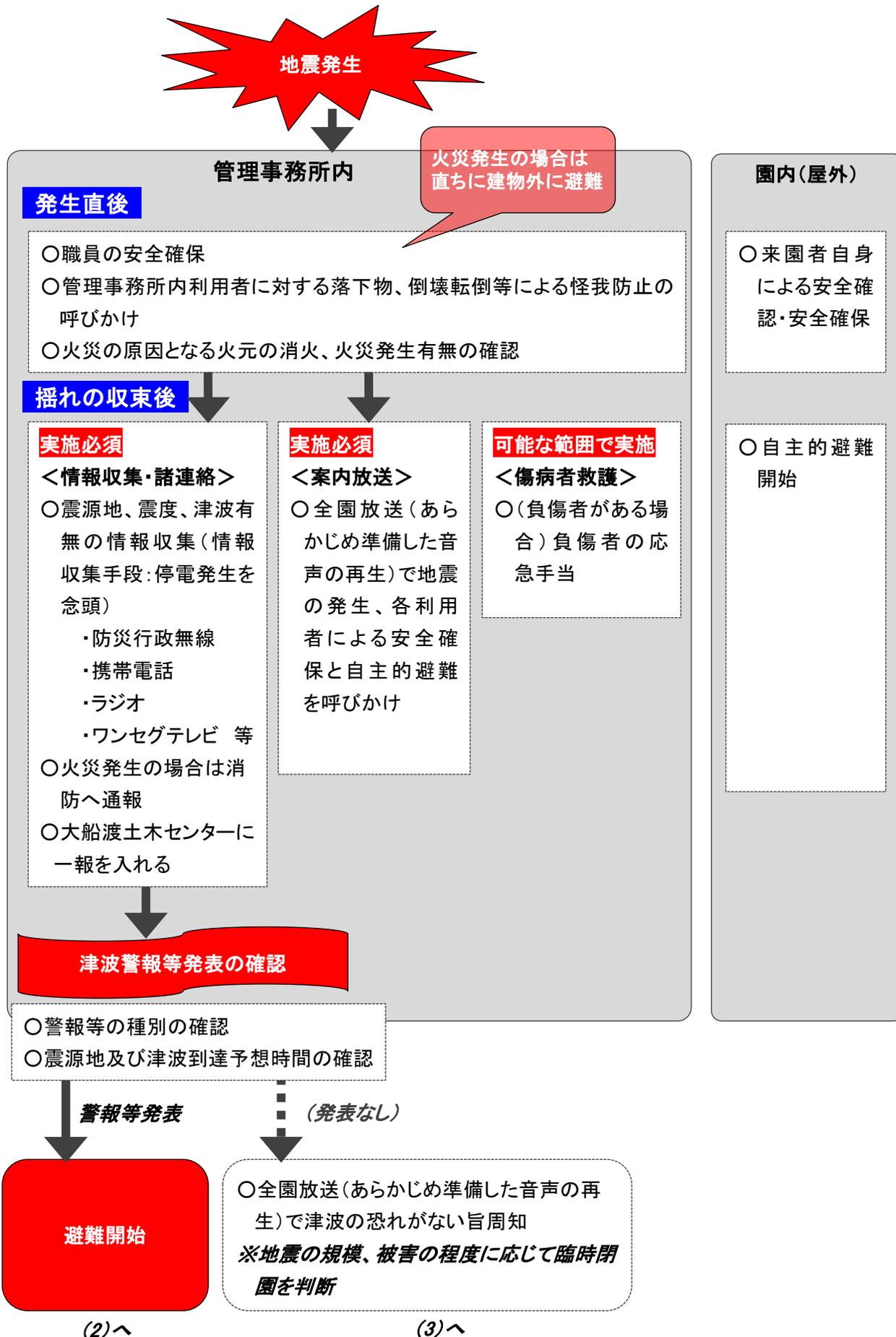
公園内エリア区分	避難場所
東部エリア(小泉川～浜田川間)	松原苑
古川沼エリア(古川沼南岸)	総合交流センター
川原川エリア(タピック45以北)	高田高校
中心エリア(タピック45以西)	気仙小学校

避難経路図



3.地震発生時 ※概ね震度5弱以上を想定

(1) 初動対応 (地震発生直後～津波警報等の発表有無が確認されるまでの間)



(2) 津波警報等が発表された場合

○警報等の種別、津波到達予想時刻を正確に把握する。

○自身の安全を確保しつつ迅速に行動し、一人でも多くの来園者を避難させる。

※職員は可能な範囲でヘルメット等、安全な服装を着用する

※職員は管理施設内滞留者への避難指示

※全園放送（あらかじめ準備した音声の再生）で津波警報等の発生、津波到達予想時刻、避難行動の開始について呼びかけ

※避難は原則として徒歩とする。（陸前高田市は、車避難を推奨していない。渋滞が発生する可能性があることからなるべく車での避難は避けるように呼びかけを行う）

※職員は徒歩にて可能な範囲で残留利用者の有無と避難行動開始状況を目視確認
※残留者がある場合はハンドマイク、プラカード、誘導旗等で避難指示

※要配慮者（視聴覚障がい者、車椅子利用者）については、津波到達予想時刻を考慮の上で、職員の判断により可能な範囲で避難を支援する
※支援する職員含めて到達予想時刻より前に避難場所へ到着できるよう留意すること

※**津波到達予想時刻の10分前**を目処に、職員も標高20m以上の地点に避難を完了すること

※職員は避難完了後、下記へその旨報告すること（電話、電子メール等通信手段が確保できる場合に限る）

【連絡先】 大船渡土木センター

（電話：0192-27-9919、E-mail：BG0005@pref.iwate.jp）

(3) 津波警報等が発表されなかった場合

- ① 公園内を巡視（可能な範囲で車両の利用を可とする）し、施設損壊の有無や利用安全性を確認する。
- ② [施設損壊なし、及び利用安全性が確認できた場合] 利用を継続する。
- ③ [施設損壊あり、または利用安全性が確認できなかった場合] 利用に支障がある箇所、区域の利用を制限（立入防止柵の設置等）する。
- ④ 上記②及び③の結果は、確認終了後に大船渡土木センターに速やかに報告する。

4. その他津波警報等発表時（遠隔地震等、現地での地震を伴わない場合）

遠隔地震等、現地での地震を伴わない状況で津波警報等が発表された場合は、「3.(2) 津波警報等が発表された場合」と同様の手順で基本的には津波到達予想時刻の3時間前までに全来園者の退去と自主的な避難を促す。また、可能な範囲で職員が園内を巡回（車両の使用を可とする）し、残留者に対して避難を呼びかけることとする。

5. 管理事務所に職員が駐在していない夜間等の対応

管理事務所に職員が駐在していない夜間等において、津波警報等が発表された場合は、職員の安全確保のため自宅待機とし、公園内には立ち入らないこととする。

また、翌朝については津波警報等が解除となるまで、自宅待機とする。解除されている場合は、通常通り出勤し、公園内を巡視し、施設損壊の有無や利用安全性を確認する。

6. 避難指示を行う場合のアナウンス内容（例）

(1) 津波警報等発表時

- 津波警報／大津波警報が発表されましたので、直ちに避難を開始してください。
- 避難標識にしたがって徒歩で避難してください。

(2) 地震（概ね震度5弱以上）発生時（津波警報等発表なし）

- 先ほど△△△△地方を震源とする地震が発生しましたが、この地震による津波の恐れはありません。
- なお、念のため、この後の情報にご注意ください。

7. 平時の対応

避難経路及び避難先について、公園利用者に対して十分周知・理解を促すために、平時から次の措置を講じる。なお、要配慮者を見かけた際は、声掛けなどの対応に努める。

(1) 避難標識の設置

公園内の主要園路、主要施設敷地、防潮堤柵等に避難標識を設置し、避難場所、避難施設の方向、距離等を表示して、来園者に地震津波時の自主的避難を促す。

(2) 避難マップの掲示による周知

道の駅高田松原内において、避難経路、避難先等を記載したマップを掲示して、来園者に地震津波時の自主的避難を促す。

(3) ホームページでの周知

避難マップをホームページに掲載して、来園を考えている者等にも地震津波時の自主的避難の理解に努める。

(4) 案内放送

本公園の全域が津波警報・大津波警報発表時に「避難指示（緊急）」が発令され、急いで高台や指定緊急避難場所等に避難すべき区域に指定されていること、既往最大クラスの津波が到

達した場合には、浸水する可能性があることについて、全園放送により周知する。

(5) 避難訓練の実施

国営追悼・祈念施設、東日本大震災津波伝承館、道の駅高田松原、高田松原運動公園等と連携し、避難訓練を実施する。

(参考)

○避難の考え方

- ・津波到達時間：地震発生から 30 分後
- ・避難行動時間：15 分間（地震が発生してから 5 分後に避難を開始し、津波到達予想時刻の 10 分前を目処に標高 20m 以上の地点に到達）
- ・標高 20m 以上の地点まで最も短時間で、かつ安全に避難できる経路
- ・一か所の避難場所に避難者が集中しないよう複数の避難ルートを選定

○避難可能な距離

避難可能な標準的な距離は、以下の通り想定する。

<津波到達時間> 地震発生から30分後

<避難行動時間> 15分間



<避難可能距離>	健全者：900m	(移動速度：1.0m/s×15分間)
	非健全者（車椅子等）：540m	(移動速度：0.6m/s×15分間)

高田松原津波復興祈念公園 安全管理マニュアル [風水害・火災編]

1. 目的

本マニュアルは、高田松原津波復興祈念公園（以下「公園」という。）のうち、岩手県が管理する公園区域における風水害（大雨・洪水、波浪、高潮）及び火災を想定した臨時閉園や避難・誘導の手順、方法、各機関の役割等を定めたものである。

2. 前提条件

(1) 管理体制等

- ① 公園管理者（現地駐在者） 指定管理者
- ② 公園管理者の駐在場所 高田松原津波復興祈念公園管理事務所

(2) 風水害に関する警報・注意報発表時の基本的対応

本公園のほぼ全域は、陸前高田市の公表する「土砂災害・洪水ハザードマップ」において、洪水浸水想定区域とされている。また、陸前高田市の公表する「避難マニュアル」では、洪水浸水想定区域は**大雨警報・特別警報発表時に避難すべき区域**とされている。

本公園における安全管理に際しては、上記の点に十分留意の上、本マニュアルの運用にあたるとともに、利用者に対してもその旨十分周知、理解を促すことが肝要である。

「土砂災害・洪水ハザードマップ」(陸前高田市HP抜粋)

避難情報 警戒レベル(5段階)による 避難情報が発表されたら 災害の危険が迫っている 場合や、災害が発生した際 に、防災行政無線などで、警 戒レベルを用いての避難情 報を発令します。これらの情 報を踏まえ、適切な避難行動 をとってください。	警戒レベル	とるべき行動	避難に関する情報	
	高	警戒レベル5 〈災害発生または切迫〉	命の危険 直ちに安全確保! 災害が発生または切迫している状況において、その状況を把握することができない場合もあることから、警戒レベル5「緊急安全確保」は、必ず発令されるものではありません。	緊急安全確保
	↑ 危険度	警戒レベル4	危険な場所から全員避難	避難指示
		警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者や障がいのある方、乳幼児とそれらの方々の支援者など、避難するのに時間のかかる方は危険な場所から避難を開始してください。また、その他の方は避難の準備をしてください。	高齢者等避難

※ 本マニュアルは、今後の運用状況に応じて、関係機関との協議・調整により改定する可能性があります。

3.本マニュアルの適用条件

本マニュアルで適用する災害の種別と程度は、下表の通りとする。

表 本マニュアルで適用する災害と対応体制の区分

種 別		注意体制	警戒体制	非常体制
風水害	共通			・ 気象庁が陸前高田市を含む地域で大雨、暴風、暴風雪、波浪、高潮の特別警報を発表した場合
	大雨 ・ 洪水	・ 気象庁が大雨または洪水警報を発表した場合	・ 大雨または洪水による被害が発生または発生の恐れがある場合 (陸前高田市が当該地区に洪水に関する避難情報レベル3を発令した場合)	・ 大雨または洪水による重大な被害が発生または発生の恐れがある場合 (陸前高田市が当該地区に洪水に関する避難情報レベル4以上を発令した場合)
	波浪	・ 気象庁が波浪警報(海上除く)を発表した場合	・ 波浪による重大な災害や施設被害が発生すると予想される場合	・ 波浪による重大な災害や施設被害が発生した場合
	高潮	・ 気象庁が高潮情報(警報級)を発表した場合	・ 高潮による被害が発生または発生の恐れがある場合 (陸前高田市が当該地区に高潮に関する避難情報レベル3を発令した場合)	・ 高潮による重大な被害が発生または発生の恐れがある場合 (陸前高田市が当該地区に高潮に関する避難情報レベル4以上を発令した場合)
火災	(該当なし)	・ 公園内の屋外空間で火災が発生した場合	・ 管理施設内で火災が発生した場合	

4. 臨時閉園及び避難の基準

災害発生時または発生が予見された際の臨時閉園及び避難の実施、利用の再開に関する基準は、下表の通りとする。

また、下表によらず、岩手県もしくは陸前高田市から指示があった場合は、その指示に従うこと。

表 臨時閉園及び避難の基準

① 風水害

		注意体制	警戒体制	非常体制
判断基準	共通			気象庁が陸前高田市を含む地域で大雨、暴風、暴風雪、波浪、高潮の特別警報を発表した場合
	大雨・洪水	気象庁が大雨または洪水警報を発表した場合	大雨または洪水による被害が発生または発生の恐れがある場合 (陸前高田市が当該地区に洪水に関する避難情報レベル3を発令した場合)	大雨または洪水による重大な被害が発生または発生の恐れがある場合 (陸前高田市が当該地区に洪水に関する避難情報レベル4以上を発令した場合)
	波浪	気象庁が波浪警報(海上除く)を発表した場合	波浪による重大な災害や施設被害が発生すると予想される場合	波浪による重大な災害や施設被害が発生した場合
	高潮	気象庁が高潮情報(警報級)警報を発表した場合	高潮による被害が発生または発生の恐れがある場合 (陸前高田市が当該地区に高潮に関する避難情報レベル3を発令した場合)	高潮による重大な被害が発生または発生の恐れがある場合 (陸前高田市が当該地区に高潮に関する避難情報レベル4以上を発令した場合)
臨時閉園	閉園なし	臨時閉園を検討 ★臨時閉園の実施については、下記連絡先へ協議すること。		
避難実施	避難なし	利用者による自主的な避難 (市指定緊急避難場所)		直ちに避難 (市指定緊急避難場所)
		※職員は、自身の安全を確保した上で避難誘導、施設等点検等を実施するが、状況により職員自身も避難すること。 ★管理者も避難する場合は、下記連絡先へ報告すること。		
利用再開		★利用を再開する場合は、下記連絡先へ報告すること。		

② 火災

		注意体制	警戒体制	非常体制
判断基準	(該当なし)		公園の屋外空間で火災発生	管理施設内で火災発生
		★火災が発生した場合は、消防のほか、下記連絡先へ報告すること。		
臨時閉園			火災発生箇所周辺の立入制限	管理施設閉鎖
		★臨時閉園の実施については、下記連絡先へ協議すること。		
避難実施			延焼可能性の程度等に応じて駐車場等広い場所に避難	直ちに避難(火災の程度に応じて駐車場または市指定緊急避難場所)
利用再開			鎮火確認、施設等点検の結果、異常がないことが確認された区域から公園管理者の判断で順次再開 ★利用を再開する場合は、下記連絡先へ報告すること。	

【報告先】 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
(電話：0192-27-9919、E-mail：BG0005@pref.iwate.jp)

5. 臨時閉園時の措置

臨時閉園を行う際は、下記の方法により公園利用を抑制するための措置を講じる。

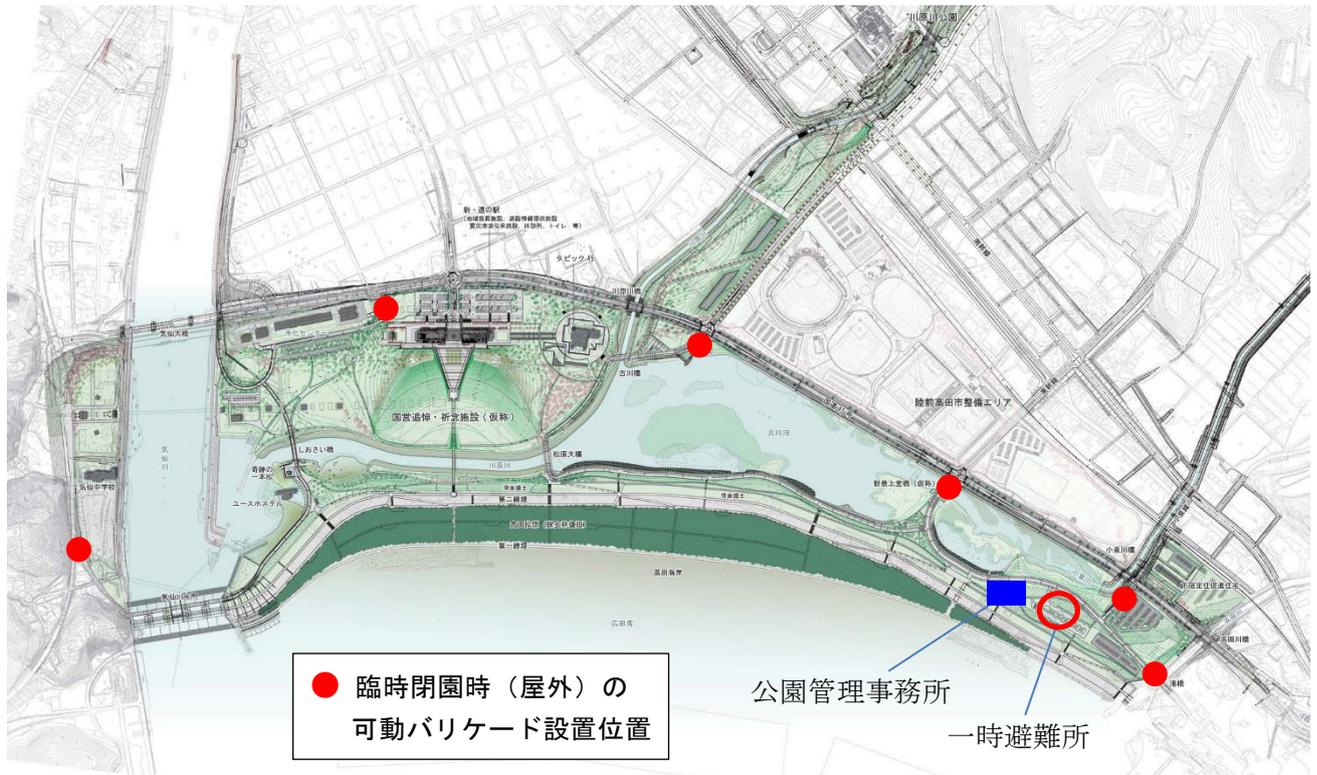
(1) 管理事務所

管理者も避難する場合は、管理事務所内に誰もいないことを確認の上、施錠する。

(2) 屋外空間

市道管理者（陸前高田市建設課）に連絡の上、下図に示す本公園内を通過する市道の入口部に可動バリケード及び臨時閉園する旨表示した看板を設置（公園内からの避難・退出を考慮し、本公園に進入する側の車線のみ設置）する。

なお、市道管理者が別途道路通行止の措置を講じた場合はこの限りでない。



【関係者連絡先】

- 県管理エリア : 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター (☎0192-27-9919)
- 国営追悼・祈念施設 : 東北国営公園事務所 (☎0224-84-6211)
高田松原津波復興祈念公園管理事務所 (☎0192-22-8911)
- 東日本大震災津波伝承館 : 東日本大震災津波伝承館 (☎0192-47-4455)
- 道の駅(地域振興施設) : (株)高田松原 (☎0192-22-8411)
- 道の駅(道路情報施設) : 南三陸沿岸国道事務所 (☎0193-29-1626)
- 市道 : 陸前高田市建設部建設課 (☎0192-54-2111)
- 震災遺構 : 陸前高田市建設部都市計画課 (☎0192-54-2111)
- 運動公園 : 陸前高田市地域振興部スポーツ交流推進室 (☎0192-54-2111)
- 公園ガイド : (一社)陸前高田市観光物産協会 (☎0192-54-5011)

6. 風水害編

6.1 管理事務所に職員が駐在している時間帯の対応 **注意体制**

(1) 事象の把握

行動	内容
注意体制に該当する事象発生の確認	防災行政無線、携帯電話エリアメール等による以下の事象発生の確認 <大雨・洪水> 気象庁が大雨または洪水警報を発表した場合 <波浪> 気象庁が波浪警報（海上除く）を発表した場合 <高潮> 気象庁が高潮情報（警報級）を発表した場合 ⇒ 「注意体制の発動」について大船渡土木センターへ報告



(2) 注意体制の発動

行動	内容
情報収集 (気象情報等)	防災行政無線、携帯電話エリアメール等による大雨、洪水、波浪、高潮に関する情報、市が発令する避難情報の収集、把握
情報収集 (交通情報等)	周辺道路、公共交通機関等の交通情報の把握
情報周知 (園内放送)	園内放送による気象情報等の周知と建物内への避難について呼びかけ（市の避難準備情報の発令、気象、交通等に関する現況、今後の見込等）
施設等巡視	⇒ 「施設等巡回の実施」について大船渡土木センターへ協議 巡視による施設、設備等の点検 残留利用者がいた場合は、建物内へ避難するよう呼びかけ
設備等養生	風による破損・飛散・倒壊、波浪、高潮による漂流等の恐れがある施設、設備、屋外設置物等の養生または一時撤去



(3) 注意体制の解除

○注意体制に該当する警報、避難情報等の解除をもって、注意体制を解除する

6.2 管理事務所に職員が駐在している時間帯の対応 **警戒体制**

(1) 事象の把握

行動	内容
警戒体制に該当する事象発生の確認	防災行政無線、携帯電話エリアメール等による以下の事象発生の確認 <大雨・洪水>大雨または洪水による被害が発生または発生の恐れがある場合（陸前高田市が当該地区に洪水に関する避難情報レベル3を発令した場合） <波浪>波浪による重大な災害や施設被害が発生すると予想される場合 <高潮>高潮による被害が発生または発生の恐れがある場合（陸前高田市が当該地区に高潮に関する避難情報レベル3を発令した場合） ⇒「警戒体制の発動」について大船渡土木センターへ報告



(2) 警戒体制の発動

行動	内容
外部通信手段確保	携帯電話、SNS等外部との通信手段の確保
情報収集 (気象情報等)	防災行政無線、携帯電話エリアメール等による大雨、洪水、波浪、高潮に関する情報、市が発令する避難情報の収集、把握
情報収集 (交通情報等)	周辺道路、公共交通機関等の交通情報の把握
情報周知 (園内放送)	園内放送による気象情報等の周知と利用者への自主避難呼びかけ(市の避難勧告発令、気象、交通等に関する現況、今後の見込等)
施設等巡視	⇒「施設等巡回の実施」について大船渡土木センターへ協議 巡視による施設、設備等の点検 ※巡視職員の安全確保を第一に実施 残留利用者がいた場合は、自主避難を呼びかけ
避難誘導	必要により避難誘導、避難先等の説明 ⇒管理者も避難する場合は、大船渡土木センターへ報告するとともに、臨時閉園とすること ※公園管理事務所周辺が浸水の危険性が高まるなど安全が確保できない場合は、避難所等へ避難する
臨時閉園	⇒「臨時閉園の実施」について大船渡土木センターへ協議 臨時閉鎖（5.参照）の実施
設備等養生	風による飛散倒壊、波浪、高潮による漂流等の恐れがある設備、屋外設置物等の養生または一時撤去
水防準備	管理事務所が浸水の恐れがある場合、土嚢の準備、設置



○警報、避難勧告等の解除（警戒体制解除）

(3) 復旧・利用再開

行動	内容
状況確認	施設、設備等の点検
臨時閉園解除の判断 (臨時閉園した場合)	利用再開に問題がないことが確認できた施設、エリアから順次閉園解除 ⇒「臨時閉園の解除」について大船渡土木センターへ報告

6.3 管理事務所に職員が駐在している時間帯の対応 非常体制

(1) 事象の把握

行動	内容
非常体制に該当する事象発生の確認	防災行政無線、携帯電話エリアメール等による以下の事象発生の確認 <特別警報> 気象庁が陸前高田市を含む地域で大雨、暴風、暴風雪、波浪、高潮の特別警報を発表した場合 <大雨・洪水> 大雨または洪水による重大な被害が発生または発生の恐れがある場合（陸前高田市が当該地区に洪水に関する避難情報レベル4以上を発令した場合） <波浪> 波浪による重大な災害や施設被害が発生した場合 <高潮> 高潮による重大な被害が発生または発生の恐れがある場合（陸前高田市が当該地区に高潮に関する避難情報レベル4以上を発令した場合） ⇒ 「非常体制の発動」について大船渡土木センターへ報告



(2) 非常体制の発動

行動	内容
外部通信手段確保	携帯電話、SNS等外部との通信手段の確保
情報収集 (気象情報等)	防災行政無線、携帯電話エリアメール等による大雨、洪水、波浪、高潮に関する情報、市が発令する避難情報の収集、把握
情報収集 (交通情報等)	周辺道路、公共交通機関等の交通情報の把握
情報周知 (園内放送)	園内放送による気象情報等の周知と避難指示(市の避難指示発令、気象、交通等に関する現況、今後の見込等)
施設等巡視	⇒ 「施設等巡回の実施」について大船渡土木センターへ協議 巡視による施設、設備等の点検 ※巡視職員の安全確保を第一に実施 残留利用者がいた場合は避難指示
避難誘導	必要により園内からの退去誘導 ⇒ 管理者も避難する場合は、大船渡土木センターへ報告するとともに、臨時閉園とすること ※公園管理事務所周辺が浸水の危険性が高まるなど安全が確保できない場合は、避難所等へ避難する
臨時閉園	⇒ 「臨時閉園の実施」について大船渡土木センターへ報告 臨時閉園時の措置（5.参照）の実施
設備等養生	風による飛散倒壊、波浪、高潮による漂流等の恐れがある設備、屋外設置物等の養生または一時撤去 管理事務所における風圧による損壊の恐れがある扉の施錠・利用停止
水防準備	管理事務所が浸水の恐れがある場合、土嚢の設置等、必要な水防活動の実施



○避難指示等の解除（非常体制解除）

(3) 復旧・利用再開

行動	内容
状況確認	施設、設備等の点検（通常点検）
臨時閉園解除の判断 (臨時閉園した場合)	利用再開に問題がないことが確認できた施設、エリアから順次閉園解除 ⇒ 「臨時閉園の解除」について大船渡土木センターへ報告

6.4 管理事務所に職員が駐在していない夜間等の対応

管理事務所に職員が駐在していない夜間等において、風水雪害に関する気象特別警報が発表、または市の避難情報（避難勧告、避難指示）が発令された場合（または開園時間帯から継続して発表・発令されている場合）の対応は、職員の安全確保のため自宅待機とし、公園内には立ち入らないこととする。

また、翌朝については特別警報、避難情報が解除となるまで、自宅待機とする。解除されている場合は、通常通り出勤し、利用開始に先立ち、6.3(3)の確認等を行う。

7. 火災編

7.1 管理事務所で発生した火災 非常体制

火災発生！



(1) 初動対応

行動	内容
	※利用者への避難指示の発令
情報収集	発生した火災の正確な情報把握(火元、原因、負傷者の有無等)
消防への通報	119番通報(消防出動要請)
情報周知	利用者への園内放送、館内放送、ハンドマイク等による正確な情報の伝達(火災の発生、避難先、落ち着いた避難行動の実施) ⇒「火災発生」について、大船渡土木センター及び国営追悼記念施設等公園内関係施設管理者へ情報伝達
避難誘導	ハンドマイク、口頭による利用者の避難誘導 利用者全員避難完了の確認 ⇒「火災発生と避難完了」について大船渡土木センターへ報告
初期消火活動	消火栓、消火器による初期消火活動 ※職員の安全確保を第一に実施
負傷者の発見・救出	負傷者の発見と救出と応急手当
救急搬送要請	重傷者がいる場合119番通報(救急搬送要請) ⇒救急搬送を要請した場合は、大船渡土木センターへ報告



【初期消火活動 成功(鎮火)の場合】 (3) へ
【初期消火活動 失敗(延焼)の場合】 (2) へ



(2) 初期消火失敗(延焼)時の対応

行動	内容
全員避難指示	※初期消火活動を行ったにもかかわらず、天井付近まで延焼した場合職員を含めた全員避難
消防隊の活動支援	活動に支障となる車両の移動等
安否確認	避難後の職員の安否確認



(3) 初期消火成功(鎮火)後の対応(復旧・利用再開)

行動	内容
消防による鎮火確認・検分	消防による鎮火、検分の立会
施設、設備等の点検・被害確認	建築物、施設、設備等の被害状況の詳細確認 復旧工事等の必要性の確認 被害が生じた箇所の応急復旧、または立入防止措置の実施
利用再開の判断	利用再開に問題がないことが確認できたエリアから利用再開 ⇒「利用の再開」について大船渡土木センターへ報告

7.2 屋外空間で発生した火災 **警戒体制**

火災発生！

(1) 初動対応

行動	内容
情報収集	発生した火災の正確な情報把握(火元、原因、負傷者の有無等)
消防への通報	119番通報(消防出動要請)
情報周知	利用者への園内放送、ハンドマイク等による正確な情報の伝達(屋外での火災の発生、避難の必要性 等) ⇒「火災発生」について、大船渡土木センター及び国営追悼記念施設等公園内関係施設管理者へ情報伝達
初期消火活動	消火器による初期消火活動、活動に支障となる車両の移動等 ※職員的安全確保を第一に実施
避難誘導	出火箇所周辺に利用者がある場合、ハンドマイク等による利用者への情報伝達と利用者の誘導
負傷者の発見・救出	負傷者の発見と救出と応急手当
救急搬送要請	重傷者がいる場合119番通報(救急搬送要請) ⇒救急搬送を要請した場合は、大船渡土木センターへ報告

【管理事務所周辺へ延焼の可能性がある場合】 7.1(1) へ
【鎮火の場合】 7.1(3) へ

(様式第1)

管 理 日 誌

年 月 日 ()

責任者		記録者	勤務者・勤務時間		時間等	9時	12時	15時	その他気象現象等																							
					気温																											
					天候																											
主な作業					有料公園施設の利用者数および収入額（合計は月末のみ記載）																											
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 間</th> <th>金 額</th> <th>利用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>h</td> <td>円</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前年同月計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区 分	時 間	金 額	利用人数		h	円	人					計				月計				前年同月計		
区 分	時 間	金 額	利用人数																													
	h	円	人																													
計																																
月計																																
前年同月計																																
日常点検		異常の有無	異常の場所	処 理 状 況																												
	: から																															
	: まで																															
巡視及び特記事項	第1回	: から		法 定 点 検 等																												
		: まで																														
	第2回	: から																														
		: まで																														
第3回	: から																															
		: まで																														
利用状況	普通自動車		台	利用団体等名称	人 数																											
	大型バス		台																													
	マイクロバス		台																													
	利用団体数		団体																													
	利用者数		人																													
					来客又は関係機関等との協議																											
					その他特記事項																											

(様式第2)

年 月 日

沿岸広域振興局長 様

指定管理者名

代表者職・氏名

公園施設破損等報告書

区 分	
日 時	年 月 日 時 分ごろ
場 所	
被害額 (概算)	
破損等の原因 又は 加害者氏名等	
破損等に対して とった措置	
そ の 他 (目撃者の 氏名等)	

* 事故の内容に応じ、現場見取図、写真等事故の状況を明らかにする書類を添付すること。

(様式第3)

有料公園施設利用台帳 (令和 年 月分)

(有料公園施設名) 会議室

日	曜日	※注				※注				合 計				備考
		件数 (件)	人数 (人)	時間 (時)	金額 (円)	件数 (件)	人数 (人)	時間 (時)	金額 (円)	件数 (件)	人数 (人)	時間 (時)	金額 (円)	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
月計														
累計														

注：指定管理者が定める利用料金の区分（一般、学生及び生徒や曜日別など）ごとに区分すること。

(様式第4)

行為許可記録簿 (年度)

番号	申請年月日 許可年月日	申請者住所及び氏名又は名称	行為の内容	適用条項 (条例 § 3 ①)	利用料金	備考 (免除した場合はその理由等)
		住所 氏名又は名称		1号 2号 3号 4号	円 免除	
		住所 氏名又は名称		1号 2号 3号 4号	円 免除	
		住所 氏名又は名称		1号 2号 3号 4号	円 免除	
		住所 氏名又は名称		1号 2号 3号 4号	円 免除	

(様式第5)

年 月 日

沿岸広域振興局長 様

指定管理者名

代表者職・氏名

事 故 報 告 書

事 故 名				事故の種類		
事故の日時	年 月 日			時	分頃	
事故の場所						
事故の当事者 及び保護者	区 分	職	氏 名 (年齢)	区 分	職	氏 名 (年齢)
	区 分	職	氏 名 (年齢)	区 分	職	氏 名 (年齢)
事故の原因 及び状況						
事故に対して とった措置						
被害額等						

- 注1 事故の内容に応じ、現場見取図、写真等事故の状況を明らかにする書類を添付すること。
2 事故報告書は、事故の内容が判明次第速やかに提出するものとし、その後の経過については、事態の進展に応じて適宜追加して報告すること。

(様式第 6)

年 月 日

沿岸広域振興局長 様

指定管理者名

代表者職・氏名

岩手県立高田松原津波復興祈念公園の管理運営状況（令和 年 月分）について
このことについて、岩手県立高田松原津波復興祈念公園管理等業務仕様書第 24 の規定に
基づき、次のとおり報告します。

記

1 利用状況

別紙「利用状況」のとおり。

2 有料公園施設の利用状況

別添「様式第 3 有料公園施設利用台帳（令和 年 月分）」（写し）のとおり。

3 県立都市公園条例第 22 条第 1 項第 1 号の許可の状況

別紙「様式第 4 行為許可記録簿」（写し）のとおり。

4 その他特記事項